

○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成31年2月10日

1 入札に付する事項

愛媛県立とべ動物園 冷暖房設備保守点検業務

2 入札日時及び場所

(1) 日時 平成31年3月8日（金曜日）午後2時10分

(2) 場所 愛媛県立とべ動物園 管理事務所第1会議室

3 入札参加資格確認書の提出

(1) 日時 平成31年2月28日（木曜日）午後5時15分まで

(2) 場所 〒791-2117 伊予郡砥部町上原町240番地
愛媛県立とべ動物園 管理事務所 （郵送可）

4 入札参加資格の概要

(1) 愛媛県の一般的な入札参加資格を有すること。

(2) 業務内容一覧表に掲げるエアコン・冷凍機等を取り扱える者であること。

(3) 過去3年間に、県内において、国、地方公共団体の建築物の冷暖房設備保守点検業務を、継続して1年以上履行した実績（履行中のものを含む。）があること。

5 関係書類

関係書類は、とべ動物園ホームページ（<http://www.tobezoo.com/>）内からファイルをダウンロード、又は6の問い合わせ先で手渡しにより受領可能。なお、手渡しの場合は、午前8時15分から午後5時15分までとする。

6 問い合わせ先

公益財団法人愛媛県動物園協会

電話番号 089-962-6000

住所 愛媛県伊予郡砥部町上原町240番地

7 その他

詳細は、入札説明書による。

入札説明書

入札については、入札公告によるほか、この入札説明書により取り扱うものとする。

1 競争入札に付する事項

別記の1のとおり

2 入札参加者に必要な資格

- (1) 知事の審査を受け、愛媛県の平成29年度、平成30年度及び平成31年度における製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 過去3年間に、県内において、国、地方公共団体の建築物冷暖房保守点検業務を、継続して1年以上履行した実績(履行中のものを含む。)があること。
- (4) 開札をする日において、知事が行う指名停止の期間中でない者であること。
- (5) 業務内容一覧表に掲げる冷暖房機を取り扱える者であること。

3 入札参加資格の確認

- (1) この入札に参加を希望する者は、次の書類を提出し、入札参加資格の事前確認を受けなければならない。

ア 入札参加資格確認書(別紙)

- (2) (1)の書類の提出日時及び提出方法

ア 提出日時及び場所 別添入札公告の3のとおり

イ 提出方法 (1)の書類は、持参もしくは郵送により提出すること。

ウ 提出された(1)の書類は、返却しない。

- (3) 事前確認の方法

事前確認は、2に掲げる要件を(1)の申請書類の記載内容等に基づき、当該要件を満たしているかどうか確認する。

- (4) 事前確認において、入札参加資格がないと認められた者については、入札書を無効とし、開札しない。なお、(1)の確認を受けずに、当該入札に参加しようとした者も同様とする。

4 入札及び開札

- (1) 入札の日時及び場所は、別記の2のとおり。
- (2) 入札参加者は、入札書を持参により提出すること。
- (3) 入札書の様式は、様式1のとおりとする。代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名に加えて、代理人であることおよび当該代理人の氏名を表示し、委任状に使用した印鑑を押印すること。
- (4) 委任状の様式は、様式2のとおりとする。委任状は代表者からの委任とし、入札書と合わせて提出すること。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6)開札は即時開札とする。

(7) 予定価格の制限内の価格での入札がないときは、3回を限度として入札をするものとする。3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積に移行するものとする。

5 入札保証金及び契約保証金

免除する。

6 入札の無効等

入札参加資格を有しない者の提出した入札書、及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

7 落札者の決定

(1) 愛媛県会計規則(昭和45 年愛媛県規則第18 号。以下「規則」という。) 第133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、規則第134 条の規定に基づく最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

ついては、次の事項に留意すること。

① 「愛媛県立とべ動物園維持管理等業務委託低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要領」に基づき、最低制限価格が設定されていること。

② 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とせず、その旨を当該入札者に通知するとともに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定すること。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あった場合、くじにより落札者を決定するものとする。

(3) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。

(4) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

8 契約書作成の要否

要

9 契約条項

契約書のとおり

10 落札決定後の入札参加資格の喪失

落札決定後、委託契約の締結までの間に、当該業者が2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合又は談合等不正行為の事実が発覚した場合若しくは請負業者の役員等が贈賄等で逮捕され、社会的影響が大きいと判断される場合には、契約を締結しないことがある。

別記

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名

愛媛県立とべ動物園 冷暖房保守点検業務

(2) 業務概要

別添業務内容一覧表のとおり

(3) 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

2 入札日時及び場所

(1) 日時 平成31年3月8日（金曜日）午後2時10分

(2) 場所 愛媛県立とべ動物園 管理事務所第1会議室

3 入札等の照会先

公益財団法人愛媛県動物園協会

電話番号 089-962-6000

住所 愛媛県伊予郡砥部町上原町240番地

(別紙)

入札参加資格確認書

平成 年 月 日

公益財団法人 愛媛県動物園協会
理事長 佐伯 要 様

住 所
商号又は名称
代 表 者
氏 名 印

とべ動物園 冷暖房保守点検業務に係る入札に参加する資格について、下記事項及び添付書類については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 平成 29・30・31 年度における製造の請負等に係る愛媛県の競争入札参加資格を有する。
- 2 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定には該当しない。
- 3 入札をする日において、知事が行う指名停止の期間中でない。
- 4 仕様書の冷暖房機等を取り扱える者である。
- 5 過去 3 年間に、県内において、国、地方公共団体の建築物の冷暖房保守点検業務を、継続して 1 年以上履行した実績がある。

業務名	発注者	契約期間	業務場所
		年 月 日～ 年 月 日	
		年 月 日～ 年 月 日	
		年 月 日～ 年 月 日	

※ 1 については競争入札参加資格審査結果通知書の写しを添付すること。

※ 5 については契約書の写しを添付すること。

様式 1

入 札 書

平成 年 月 日

公益財団法人 愛媛県動物園協会
理事長 佐 伯 要 様

入札者
住 所
名 称
氏 名

印

¥

(消費税及び地方消費税を含まない。)

ただし、愛媛県立とべ動物園 冷暖房保守点検業務

上記のとおり公益財団法人愛媛県動物園協会会計規程を遵守し、
契約条項を承認のうえ入札いたします。

様式 2

委任状

平成 年 月 日

公益財団法人 愛媛県動物園協会
理事長 佐伯 要 様

住 所
名 称
氏 名

印

住所

私は、

を代理人と定め、

氏名

印

下記の委託業務に関する入札の一切の権限を委任します。

記

1. 愛媛県立とべ動物園 冷暖房保守点検業務

冷暖房設備保守点検委託契約書（案）

委託者 （甲）公益財団法人 愛媛県動物園協会

受託者 （乙）

甲と乙は、甲が管理する愛媛県立とべ動物園の冷暖房設備に係る保守点検業務（以下「委託業務」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、委託業務を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託業務の内容）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、別紙のとおりとする。

（委託期間）

第3条 この契約による委託期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 この契約に基づく委託業務の委託料は、
円（うち消費税及び地方消費税額
円）とする。

（委託料の支払）

第5条 委託料の支払は、2回払いとし毎回の支払額を
円とする。支払は、1回目・
2回目の委託業務終了後とする。

2 甲は、1回目・2回目の委託業務の完了を確認後、乙の適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（支払遅延利息）

第6条 乙は、甲の責めに帰すべき理由により、第5条第2項の規定による対価の支払いが遅れた場合には、甲に対して政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号）に定める率の割合で遅延利息の支払いを請求することができる。

（作業機材等の負担区分）

第7条 委託業務実施に要する機械機具及び材料は、全て乙の負担とする。

（設備等の貸与）

第8条 甲は、乙に対し業務の実施に必要な電気及び水道を無償で提供するものとする。

（完了報告）

第9条 乙は毎回の委託業務が完了したときは、遅滞なく甲に委託業務完了報告書（別紙様式）を提出しなければならない。

（再委託の禁止）

第10条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、他のものにその処理を再委託することはできない。
ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（業務内容の変更）

第11条 甲は、必要があると認めたときは、業務内容の全部又は一部を変更することができる。この場合における委託期間又は委託料は、甲・乙協議の上、定める。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙の委託業務処理が不相当と、甲が認めたとき。
- (3) 乙がこの契約を履行することができないと、甲が認めたとき。
- (4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

2 前項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は甲にその損失の補償を請求することができない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務を実施するにおいて知り得た秘密を、他に漏らしてはならない。

(使用者の義務)

第14条 乙は、乙の代理人、使用人その他の従業者がこの委託業務に関して行った行為のすべてについて責任を負うものとする。

(権利譲渡の禁止等)

第15条 乙は、この契約によって生じる権利義務を、第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。

(損害賠償)

第16条 乙は、その責に帰する理由により、義務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(臨機の措置)

第17条 甲は、業務の実施上、緊急の措置を要すると認めたときは、乙に対し、所要の措置を取ることが求められることができる。この場合において、乙は、その取った措置について、遅滞なく甲に報告しなければならない。

(信義・誠実の義務)

第18条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第19条 この契約に定めのない事項及び契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保存するものとする。

平成 年 月 日

伊予郡砥部町上原町240番地
甲 公益財団法人 愛媛県動物園協会
理事長 佐 伯 要

乙

業務内容一覧表

機種	台 数	点検回数	点検時期
1. ボイラー	4	年 2 回	10から11月・2から3月の間
2. 温水循環ポンプ	4	〃	〃
3. 油ポンプ	2	〃	〃
4. ファンコンベクター	3 6	〃	〃
5. エアハンドリングユニット	3	〃	〃
6. 灯油焚き小型温風機	3	〃	〃
7. 温風機（ジェットヒーター）	3	〃	〃
8. ルームエアコン	1 6	〃	4から5月・10から11月の間
9. 冷凍・冷蔵ユニット	6	〃	〃
10. 全熱交換器	7	〃	〃
11. 排風機	1	〃	〃
12. 空冷ヒートポンプエアコン	2 9 台 (内機 3 6 台)	〃	〃
13. ビル用マルチエアコン	2 系統 内機 各 4	〃	〃
14. 地下タンク及び地下埋設管	2	年 1 回	9 から 1 1 月の間

※3,000円未満の消耗品代および定期点検時以外での修理・部品交換にかかる人件費・出張料・諸経費等を含む。

設置場所他

ボイラー		4
爬虫類館	三浦 EW-30	1
爬虫類館(予備機)	三浦 MV-25F	1
南米獣舎	三浦 YL-25DX	1
類人猿舎	三浦 NT-85NS	1
温水循環ポンプ		4
爬虫類館	P-806 3.75	1
南米獣舎	40LPD6.75	1
南米獣舎	32LPD6.25	1
類人猿舎	40LPD6.75	1
油ポンプ		2
南米獣舎	15GPA	1
爬虫類館	0C206-M02	1
ファンコンベクター		36
南米獣舎	DS-11W,21W,他	18
類人猿舎	DS-11W,21W,31W	18
エアハンドリングユニット		3
爬虫類夜行獣	DV-4A	1
爬虫類ヘビカメ	AVCV13EB-B	1
爬虫類サンショウウオ	AVCD4ECKR	1
灯油焚き小型温風機		3
ヒヒ舎・サル舎	ネボン KA-322EM2	2
サル舎	ネボン KA-325E	1
温風器(ジェットヒーター)		3
サイカバ舎	静岡製機 VAL6 SG II	1
キリン舎	静岡製機 VAL6 SG II	1
キリン舎	静岡製機 VAL6 SG	1
ルームエアコン		16
管理事務所 警備員室	F22CTES-W	1
子ども動物センター 授乳室	FTY283CVP	1

動物病院 詰所	S40DTHDP	1		
動物病院 検査室	S28CTES	1		
カワウソ舎	S22LTES	1		
カワウソ舎	S25LTES	2		
クマ舎 マレーグマ	S36HTNS	1		
ふれあい売店	S36CTDS	1		
ふれあい売店	S36HTNS	1		
売札	三菱 MSZJ25LS	1		
レッサーパンダ舎	三菱 MSZ-SV22T-W	4		
レッサーパンダ舎	三菱 MSZ-SV28TS-W	1		
冷凍・冷蔵ユニット		6		
調理棟 冷凍庫	LRF8K	1		
調理棟 解凍庫	LCTL2K	1		
調理棟 冷蔵庫	LCTC1×5K	2		
ペンギン舎	LVM5J	2		
全熱交換器		7		
管理事務所 1F	FY250ZB	5		
管理事務所 B1	FY16ZB	2		
排風機		1		
レストラン屋上	エバラ ED90-NR	1		
			室外	室内
空冷ヒートポンプエアコン		29	36	
管理事務所 B1	SHYC35PHV	2	2	
管理事務所 事務所	日立 RAS-AP224HVN4	2	6	
管理事務所 常務室	三菱 MPUZ-RP56SHA2	1	1	
子どもセンター 事務室	STY100PAH	1	1	
子どもセンター 展示室	SAY71PAH	2	2	
子どもセンター 図書室	STY100PAH	1	1	
子どもセンター レクチャールーム	SZYA112CA	1	1	
クマ舎 ピース	SHYJ56L	1	1	
クマ舎 バリーバ	三洋 SPW-TRP80A	1	1	
爬虫類館 通路	SMYC100A	1	2	
爬虫類館 通路	SMYC125A	1	1	
爬虫類館 通路	SHYC45PT	1	2	
爬虫類館 通路	SMYC100A	1	2	

ゾウ舎 観察室	FHYGP56P	2	2
動物病院 解剖室	三菱 MSZJ50LS	1	1
動物病院 手術室	F50CTSV-W	1	1
売札	三菱 MSZJ50LS	1	1
ペンギン舎 通路	EP-5A	1	1
ライオン舎 1F・2F	MPLZ-RP80SBN	2	2
ライオン舎 1F パドック側	MPEZ-RP50SCN	1	1
ライオン舎 2F パドック側	MPLZ-RP80SLN	1	1
レストラン 店舗	FVYP1120M	1	1
レストラン 厨房	FVYCP450M	1	1
レッサーパンダ舎 展示室	三菱 MSZ-AXV56TS-W	1	1
ビル用マルチエアコン		室外	室内
ふれあいセンター	RSXY16G	2	8
地下タンク及び地下埋設管		2	
爬虫類館	3KL 灯油	1	
南米獣舎	1KL 灯油	1	

別紙様式（第9条関係）

業務完了報告書

平成 年 月 日

公益財団法人愛媛県動物園協会
理事長 佐伯 要 様

住 所
会 社 名
代表者名印

平成 年 月までの業務を完了しましたので、愛媛県
立とべ動物園冷暖房設備保守点検業務委託契約書第9条
の規定により業務完了報告書を提出します。